

豊川市公立保育所 I C Tシステム調達及びサービス利用（長期継続契約） プロポーザル実施要領

この要領は、豊川市公立保育所 I C Tシステム調達及びサービス利用（長期継続契約）（以下、「当該業務」）の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により最も適切な者を当該業務の受託候補者を選定するため、必要な事項について定めるものとする。

1 業務概要

（１）業務名

豊川市公立保育所 I C Tシステム調達及びサービス利用（長期継続契約）

（２）業務目的

本市では、公立保育園において朝の欠席電話連絡時の混雑やアナログな付帯業務増加による保育サービスの質に課題を抱えている。これらの課題に対して保育所業務支援システムを導入することにより、保護者とのコミュニケーションの質の向上を図り、また、保育業務のデジタル化・システム化による付帯業務削減を行い、市民向け保育サービスの充実・質の向上を図ることを目的とする。

（３）業務場所

国府保育園始め 20 園

（４）業務内容

別紙「豊川市公立保育所 I C Tシステム調達及びサービス利用（長期継続契約）仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

（５）業務期間

システム調達期間：契約締結日の翌日から令和 7 年 1 月 31 日まで ※1

サービス利用期間：令和 7 年 2 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで ※2

保 守 期 間：令和 7 年 2 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで ※2

※1 利用者等への電話等サポートは令和 7 年 1 月 4 日より開始。

※2 長期継続契約

（６）システム運用開始時期

令和 7 年 2 月 1 日を予定

（７）システム運用期間

運用開始後から令和 11 年 3 月 31 日まで

（８）提案上限額

金 100,572,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし令和 6 年度にかかる費用の総額は 48,300,000 円を上限とする。

ア システム調達完了及び導入後 4 年 2 か月（50 か月）のシステム運用にかかる総費用です。見積金額が提案限度価格を超えた提案者は失格とします。

イ ただしサービス利用業務については、地方自治法 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は当該契約を解除します。

2 プロポーザル方式

（１）実施方法

選定は、2 段階で審査する公募型プロポーザルとします。一次審査は書面審査、二次審査はプレゼンテーション及びデモンストレーションによる審査を実施します。

(2) プロポーザル方式を採用する理由

業務を委託するにあたり、民間事業者の専門的な知見、企画力、経験及び実績を有する事業者を選定するため。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書提出時点において、次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとします。

- (1) 仕様書に基づく全ての業務を行うことができること。
- (2) 対象業務における豊川市での競争入札参加資格を有していること。また、競争入札参加資格を有しない場合は、登録を行うこと。
- (3) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 豊川市プロポーザル方式実施要綱第19条の契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。
- (8) 受託候補者または提供システムは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）又はプライバシーマーク相当の認証を取得していること。
- (9) 他の地方公共団体において、本仕様書記載の業務と同種業務で現在稼働中の実績又は稼働予定があること。

4 提案書提出までの手続等

(1) プロポーザル実施要領等の交付

ア 交付期間

令和6年5月14日から令和6年5月27日まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（以下「執務時間中」という。）

イ 交付場所及び交付方法

豊川市子ども健康部保育課において直接交付するもののほか、豊川市ホームページ上において掲載するものとする。なお、実施要領等の直接交付を希望する場合は、事前に豊川市子ども健康部保育課施設管理係まで電話連絡すること。

(2) 質疑及び回答

仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質疑書を次のとおり提出すること。なお、電話等による質問は受け付けません。

ア 提出書類（質疑のある場合のみ）

質疑書（様式第1号）

イ 受付期間

令和6年5月14日（火）から令和6年5月21日（火）まで

ウ 提出先

豊川市子ども健康部保育課（豊川市役所本庁舎1階）

住 所：〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

電話番号：0533-89-2274

電子メール：hoiku@city.toyokawa.lg.jp

エ 提出方法

電子メールにより提出（アドレスは、上記電子メール参照）し、メールの件名は、以下のとおりとすること。なお、送信確認として豊川市子ども健康部保育課施設管理係へ電話連絡し、正しく受領されていることを確認すること。

【会社名】（質疑書）豊川市公立保育所 I C Tシステム調達業務

オ 回答方法

令和6年5月24日（金）までに、豊川市公式ホームページに掲載します。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

- ・参加表明書（様式第2号）（様式第2号別紙及び添付書類を含む）（1部）
- ・仕様書別紙2「機能要件一覧」（1部）
- ・上記提出書類を格納したCD又はDVD（1枚）

イ 提出期限

令和6年5月27日（月）午後5時15分必着

ウ 提出先及び提出方法

豊川市子ども健康部保育課へ持参するものとする。なお、事前に豊川市子ども健康部保育課施設管理係へ電話連絡を行い、来庁時間を予約すること。

エ その他

二次審査のプレゼンテーション及びデモンストレーションの実施順序は、提案書の提出要請時に通知します。

(4) 提案書の提出要請の可否

ア 上記（3）ア提出書類の提出を受け、形式的に書類が整っているかの確認及び参加資格要件を満たしているかの確認をしたうえで、仕様書別紙2「機能要件一覧」及び同種業務の実績を書面により審査します。なお、書類審査の評価基準は、別紙「豊川市公立保育所 I C Tシステム調達及びサービス利用（長期継続契約）プロポーザル評価基準」とし、評価における上位3者を選定します。一次審査の結果により、提案書の提出要請の可否を令和6年5月31日（金）に文書（様式第3号又は様式第4号）で通知します。

イ 提出要請の可否に対して異議を申し立てることはできません。

ウ 提出要請の可否に関する質問には回答をしません。

エ 上記アにより提案書の提出要請が可として通知された者で、提案書提出者を辞退する場合は、次のとおり意思表示をすること。

① 提出書類

辞退届（様式第5号）（1部）

② 提出期限

令和6年6月7日（金）

③ 提出先

上記（2）ウに記載のとおり

④ 提出方法

電子メール（アドレスは上記（2）ウ参照）又は豊川市子ども健康部保育課へ持参するものとする。電子メールで提出する場合の件名は、以下のとおりとすること。なお、送信確認として、豊川市子ども健康部保育課施設管理係へ電話連絡し、正しく受領されていることを確認すること。

【会社名】（辞退届）豊川市公立保育所 I C Tシステム調達業務

(5) 提案書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、提案書を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

① 提案提出書（様式第 6 号）（1 部）

② 提案書（1 5 部）

別紙「豊川市公立保育所 I C Tシステム調達及びサービス利用（長期継続契約）企画提案書作成要領」により作成すること。

③ 提案見積書（様式第 7 - 1 号）（1 部）

④ 年度別積算資料（様式第 7 - 2 号）（1 部）

⑤ 積算資料・内訳書（任意様式）（1 部）

⑥ 上記提出書類の電子データによる提出（電子データは電子メール、ファイル共有、電子媒体などによる提出）

イ 提出期限

令和 6 年 6 月 2 8 日（金）午後 5 時 1 5 分必着

ウ 提出先

上記（2）ウに記載のとおり。

エ 提出方法

提出先への持参、郵送又は宅配便とします。なお、持参による受付は、執務時間中とし、訪問日の前日までに上記（2）ウの電話番号まで電話予約したうえで持参すること。

(6) プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施

二次審査は、プレゼンテーション及びデモンストレーションにより実施します。なお、実施順序に関しては、上記（3）エのとおりです。

ア 実施日時

令和 6 年 7 月 2 日（火）

イ 実施場所

豊川市役所 防災センター 1 階 市民研修室 1

ウ 出席者

6 名以内

エ 内容

別紙「プレゼンテーション・デモンストレーション実施手順」のとおり。

オ 質疑応答の内容も提案内容に含まれます。

カ 提案内容を説明する際にパソコン等の機材を利用する場合は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意します。

キ 提案事業者は、令和 6 年 6 月 1 0 日（月）から令和 6 年 6 月 1 2 日（水）までの期間で会場の下見を行うことができます。希望する場合は、提案書提出以降に事前に豊川市子ども健康部保育課施設管理係担当者（上記（2）ウの電話番号まで）に連絡し調整すること。なお、会場の利用状況によりご希望に添えない場合があります。

5 受託候補者の特定

(1) 二次審査実施後の受託候補者を特定するための評価方法及び評価基準

ア 提出された提案書の内容等を評価基準に基づいて書類審査します。

イ 受託候補者を特定するための評価基準は、別紙「豊川市公立保育所 I C Tシステム調達及びサービス利用（長期継続契約）プロポーザル評価基準」とします。

(2) 受託候補者の特定及び特定結果の通知等

ア 受託候補者は、評価基準に基づく評価点（一次審査及び二次審査）の合計点数が最も高い者としします。ただし、評価点の合計点数が同点であった場合は次に示す事項により受託候補者の特定及び順位の決定を行います。

①スタートアップの対象の有無

②サービスの利用及び保守にかかる費用の安価な者

※①で差がない場合に②で比較します

イ 受託候補者として特定された者が契約締結までに「3 参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、その他事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものしします。

ウ 審査結果については、令和6年7月26日（金）に提案書提出者に文書（様式第8号又は様式第9号）で通知します。

エ 審査結果に対して異議を申し立てることはできません。

オ 審査結果に関する質問には回答をしません。

6 プロポーザル実施スケジュール

スケジュールは、次のとおりです。

実施内容	実施期間または期日	提出資料等
実施要領の交付	令和6年5月14日（火）	
質疑書の提出期限	令和6年5月21日（火）	質疑書（様式第1号）
質疑書への回答	令和6年5月24日（金）	任意様式にて回答
【一次審査】 参加表明書の提出期限	令和6年5月27日（月）	参加表明書（様式第2号） 仕様書別紙2「機能要件一覧」
提案書の提出要請可否通知（一次審査（書類審査）結果）の通知	令和6年5月31日（金）	
辞退届の提出期限	令和6年6月7日（金）	辞退届（様式第5号）
提案書提出期限	令和6年6月28日（金）	・提案提出書（様式第6号） ・提案書（任意様式） ・提案見積書（様式第7-1号） ・年度別積算資料（様式第7-2号） ・積算資料・内訳書（任意様式）
【二次審査】（プレゼンテーション及びデモンストラレーション）	令和6年7月2日（火）	
選定結果の通知	令和6年7月26日（金）	
契約締結	令和6年8月中旬（予定）	

7 その他必要と認められる事項

（1）提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合は、提案書を提出することができないものとしします。

- (2) 参加者が以下の事項に該当する際は、失格とします。
- ア 本実施要領の定める手続きを遵守しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ その他、市の定めに違反する行為があった場合
(応募資格等の要件を満たせなかった場合を含む。)
- (3) プレゼンテーション及びデモンストレーション等の内容・様子について、カメラやビデオ等による撮影は禁止します。
- (4) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置を行うことがあります。
- (5) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) 提出された参加表明書又は提案書は、返却しません。
- (7) 提出された参加表明書又は提案書は、提案書の提出者の選定及び受託候補者の特定以外に提出者に無断で使用することはありません。ただし、市が必要と認めるときは、提出者に確認のうえ、提出された参加表明書又は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (8) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めません。
- (9) 提案書に記載した担当者等は、病休、死亡、人事異動、退職等の特別な場合又は止むを得ない事情により市が必要と認める場合を除き、変更できません。
- (10) 提出された参加表明書又は提案書については、豊川市情報公開条例に基づき開示します。
- (11) 仕様書に示す要件、構成等は主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行するうえで、当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提案書を作成してください。
- (12) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円としてください。
- (13) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けませんので、ご了承ください。